

飯島賢二の『恐縮ですが…一言コラム』

第 258 回 当るも八卦?? ～公正な採用選考とは

2008. 5. 18

最近の IC 化された運転免許証、「本籍地」が記載されなくなっている。なぜだろうか?とずっと不思議に思っていた。

本籍（ほんせき）とは、日本の戸籍制度において戸籍に記載される人が任意に定める、日本国内のいずれかの場所のことである。その場所を示す所在地表示が戸籍の「本籍」の欄に記載され、筆頭者氏名とともに、戸籍を表示する方法として用いられる。本籍により示される場所のことを本籍地という。本籍地が被差別部落だった場合（同和地区出身者）は、結婚や就職時に不当な扱いを受けることがあった。こうした問題から、また最近ではプライバシー保護や人権全般の観点からも、安易に本籍地記載や戸籍等抄本の提出を求めないようになっている（Wikipedia より）。

どうも、基本的には「人権問題」があるらしい。この問題が我々と大きく関る場面、それは「人」の採用である。そんな背景を受け、厚生労働省は「公正な採用選考を目指して」と題した小冊子をつくり、公正な採用システムの確立を^{うなが}促している。

その中で、適性と能力に関係がない事項を応募用紙等に記載させたり、面接で尋ねて把握することや、就職差別につながる恐れがある行為を禁じている。

そこに、本人に責任のない事項の把握ということで、本籍・出生地に関することが明記された。また、家族に関すること～職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など～（注：家族の仕事の有無・職種・勤務先などや家族構成はこれに該当）、更に、住宅状況に関すること（間取り、部屋数、住宅の種類、近郊の施設など）や生活環境・家庭環境などに関すること等尋ねてはならない事項として注記された。

そして、本来自由であるべき事項（思想信条にかかわること）も、聞いてはいけない事柄として載っている。例えば、宗教に関すること、支持政党に関すること、人生観、生活信条に関すること、尊敬する人物に関すること、思想に関すること、労働組合・学生運動など社会運動に関すること、購読新聞・雑誌・愛読書などに関すること等である。

また、採用選考の方法として好ましくない事項は、身元調査などの実施（注：「現住所の略図」は生活環境などを把握したり身元調査につながる可能性がある）、合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施の2点が指摘されている。

採用面接時において、これら事項を雇用主たるもの、真面目に遵守しなければならないということだ。が、しからば、一体何を聞いたらいいのだろうか??いくら人権尊重、個人情報保護とはいえ、何も分からない人を、どうやって判断したらいいのか。果たして、何のための面接なのか、摩訶不思議な話である。今後、このガイドラインに沿って採用面接するとなれば、「当るも八卦、当らぬも八卦」（占いは当たることもあれば当たらないこともあるという意）。それこそ「人」を何だと思っているのか! 厚生労働省の公正さとは、非効率で、ギャンブル性の高い採用を言うのか……なんて、つい、^{ひね}捻くれてしまっている。どうすればいいか?? 舛添厚労大臣、教えて欲しい。